

■鳥取県内における保育料等の無償化・軽減内容一覧(R8.4時点)

子育て王国課

主体名	軽減内容	第1子	第2子	第2子 (同時在園)	第3子以降	第3子以降 (同時在園)	備考
国	○0～2歳児(3号認定) ・第2子は1/2(同時在園の場合) ・第3子以降は無償(同時在園の場合) ※年収約360万円未満相当世帯は同時在園要件なし ※生活保護世帯及び住民税非課税世帯は無償 ○3歳以上児(1号認定、2号認定)は無償		一部1/2 (低所得世帯)	1/2	一部無償 (低所得世帯)	無償	H28.4より、低所得世帯については、多子カウント撤廃 H29.4より、第2階層の第2子については無償 R元.10より、3歳以上児については無償
		共通:生活保護世帯及び住民税非課税世帯は無償					
県	○保育料無償化等子育て支援事業 ・第3子以降無償 ・低所得世帯で同時在園の第2子無償 (年収約360万円未満相当世帯) ○中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業 ・上記に加え市町村独自の無償化事業に対し補助 ※いずれも負担割合は県1/2、市町村1/2			一部無償 (低所得世帯)	無償	無償	H28.4より低所得世帯で同時在園の場合の第2子保育料無償化を実施

主体名	軽減内容	第1子	第2子	第2子 (同時在園)	第3子以降	第3子以降 (同時在園)	備考
鳥取市	第2子 1/2又は1/5又は無償 第3子以降 無償		一部1/2 (低所得世帯)	1/2(第1子が3歳以上)又は 1/5(第1子が3未満)又は 無償(低所得世帯)	無償	無償	
米子市	第2子 一部無償(低所得世帯で同時在園) 第3子以降 無償 ※県制度と同じ		一部1/2 (低所得世帯)	一部無償 (低所得世帯)	無償	無償	
倉吉市	第2子 一部無償(低所得世帯で同時在園) 第3子以降 無償 ※県制度と同じ		一部1/2 (低所得世帯)	一部無償 (低所得世帯)	無償	無償	
境港市	第2子 一部無償(低所得世帯で同時在園) 第3子以降 無償 ※県制度と同じ		一部1/2 (低所得世帯)	一部無償 (低所得世帯)	無償	無償	
岩美町	第2子 1/2又は1/4又は無償 第3子以降 無償		1/2	1/4又は 無償(低所得世帯)	無償	無償	
若桜町	完全無償	無償	無償	無償	無償	無償	※中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施
智頭町	完全無償	無償	無償	無償	無償	無償	※中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施
八頭町	第2子以降無償		無償	無償	無償	無償	※中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施
三朝町	第2子以降無償		無償	無償	無償	無償	※中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施
湯梨浜町	第2子 軽減又は無償(低所得世帯で同時在園) 第3子以降 無償		65/100	65/100又は 無償(低所得世帯)	無償	無償	
琴浦町	第1子 3人以上同時在園の場合無償 第2子以降 無償	一部無償 (3人以上同時在園)	無償	無償	無償	無償	※中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施
北栄町	第2子 1/2又は無償(低所得世帯で同時在園) 第3子以降 無償		1/2	1/2又は 無償(低所得世帯)	無償	無償	
日吉津村	第2子 一部無償(低所得世帯で同時在園) 第3子以降 無償 ※県制度と同じ		一部1/2 (低所得世帯)	一部無償 (低所得世帯)	無償	無償	
大山町	★2歳児は無償 第2子 一部無償(低所得世帯で同時在園) 第3子以降 無償		一部1/2 (低所得世帯)	一部無償 (低所得世帯)	無償	無償	※中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施
		共通:2歳児無償					
南部町	第2子 一部無償(低所得世帯で同時在園) 第3子以降 無償 ※県制度と同じ		一部1/2 (低所得世帯)	一部無償 (低所得世帯)	無償	無償	
伯耆町	第1子 3人以上同時在園の場合1/3 第2子 1/3又は無償(低所得世帯で同時在園) 第3子以降 無償	一部1/3 (3人以上同時在園)	1/3	1/3又は 無償(低所得世帯)	無償	無償	
日南町	完全無償	無償	無償	無償	無償	無償	※中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施
日野町	完全無償	無償	無償	無償	無償	無償	※中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施
江府町	完全無償	無償	無償	無償	無償	無償	※中山間地域市町村保育料無償化等モデル事業を実施

※保育認定児童は、前年度末時点の満年齢を基準として計算。(満3歳となっても次年度までは保育料が発生)

※H28.4より全ての市町村で、第3子以降無償化と低所得世帯の第2子無償化(第1子と同時在園の場合)が実施されている。

※R元.10より国の制度により3歳以上児の無償化が実施されている。

※備考欄に「中山間地域無償化モデル事業を実施」と記載のある町は、別の県制度(負担割合:県1/2、市町村1/2)を活用し独自に無償化等を実施。